

令和4年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案概要書

令和4年5月31日

かすみがうら市

## 目 次

### ○ 報告〔 5 件 〕

報告第 5 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について	1~2
報告第 6 号	令和 3 年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について	3
報告第 7 号	令和 3 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について	4
報告第 8 号	令和 3 年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書について	5
報告第 9 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	6

### ○ 承認〔 4 件 〕

承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例〉	7
承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉	8
承認第 4 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）〉	9~10

承認第 5 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）〉 .....	11~12
---------	---	-------

○ 条例に関する議案〔2件〕

議案第 30 号	かすみがうら市環境基本条例の制定について【新規】 .....	13
議案第 31 号	かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】 .....	14~15

○ 予算に関する議案〔2件〕

議案第 32 号	令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号） .....	16~18
議案第 33 号	令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号） .....	19

○ 財産の取得に関する議案〔1件〕

議案第 34 号	複合交流拠点施設等整備事業用地の取得について .....	20
----------	---------------------------------	----

○ 和解に関する議案〔1件〕

議案第 35 号	和解について .....	21~23
----------	-----------------	-------

報告第 5 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
<p>1 要 旨</p> <p>地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 総務費</p> <p>ア 企画調整に要する経費</p> <p>イ 住民基本台帳事務に要する経費</p> <p>（2） 民生費</p> <p>ア 臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）に要する経費</p> <p>イ 児童扶養手当支給に要する経費</p> <p>ウ 児童手当支給に要する経費</p> <p>エ 民間保育所に要する経費</p> <p>オ 放課後児童健全育成に要する経費</p> <p>（3） 衛生費</p> <p>ア 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費</p> <p>イ ウェルネスプラザ管理運営に要する経費</p> <p>ウ 一般廃棄物処理に要する経費</p> <p>（4） 農林水産業費</p> <p>ア 園芸振興に要する経費</p> <p>イ 農用地利用集積特別対策に要する経費</p> <p>ウ 水産振興に要する経費</p>	

(5) 土木費

- ア 道路維持管理に要する経費
- イ 市道整備に要する経費
- ウ 神立駅周辺整備に要する経費

(6) 消防費

- ア 常備消防に要する経費
- イ 災害対策に要する経費

(7) 教育費

- ア 旧下大津小学校解体に要する経費
- イ 多目的運動広場管理運営に要する経費

[ 市長公室：政策経営課 ]

報告第6号	令和3年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について
<p>1 要 旨</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書を報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 資本的支出</p> <p>ア 下稻吉第2浄水場監視・計装設備更新工事</p> <p>イ 下稻吉第2浄水場薬注施設建築完了検査手数料</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：上下水道課 〕</p>	

報告第7号	令和3年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について
<p>1 要 旨</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書を報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 資本的支出</p> <p>ア 特環修繕第3号戸崎流量計交換工事</p> <p>イ 流域下水道建設負担金</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：上下水道課 〕</p>	

報告第8号	令和3年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書について
-------	--------------------------------

1 要 旨

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書を報告するもの。

2 内 容

（1） 下水道事業費用

ア 農集修繕第14号マンホールポンプ場修繕工事

（2） 資本的支出

ア 流域下水道建設負担金

〔 都市建設部：上下水道課 〕



報告第9号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
-------	----------------------------------

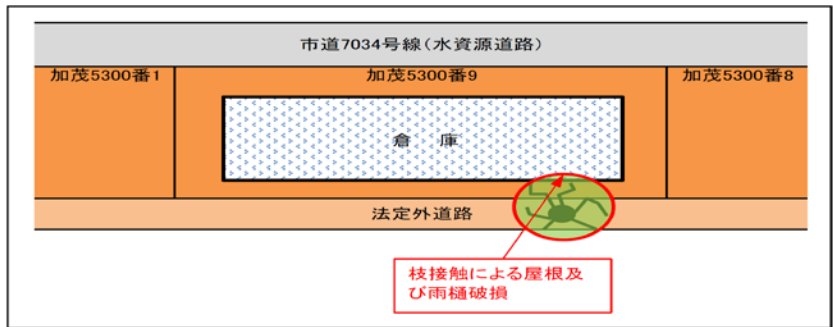
1 要 旨

法定外公共物（法定外道路）に自生する樹木の枝の接触による隣接倉庫の屋根及び雨樋の破損事故による示談の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの。

2 内 容

- (1) 相手方 取手市所在の事業者
- (2) 示談内容
  - ・過失割合 かすみがうら市100% 相手方0%
  - ・損害賠償額 かすみがうら市 363,000円  
相手方 0円
- (3) 事故の内容 加茂5300番9地先の法定外公共物（法定外道路）に自生した樹木の枝が、加茂5300番9上の相手方所有の倉庫の屋根及び雨樋に接触し破損させた。

(4) 事故発生状況図



3 専決処分日

令和4年4月28日

[ 都市建設部：道路課 ]

承認第2号	<p>専決処分事項の承認を求めることについて</p> <p>〈かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例〉</p>
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 固定資産税関係</p> <p>土地に係る固定資産税の負担調整措置</p> <p>負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の5%を2.5%にする。</p> <p>(2) 個人市民税関係</p> <p>住宅ローン控除の適用期限の延長</p> <p>住宅借入金等特別控除について、適用期限(令和3年12月31日)を令和7年12月31日まで4年延長する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和4年4月1日(ただし、(2)は令和5年1月1日)</p> <p>4 専決処分日</p> <p>令和4年3月31日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：税務課 〕</p>	

承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例〉
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日からの施行に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を改める。</p> <p>ア 賦課限度額 … 「99万円」⇒「102万円」</p> <p>＜内訳＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎課税額 … 「63万円」⇒ 「65万円」</li> <li>・後期高齢者支援金等課税額… 「19万円」⇒ 「20万円」</li> <li>・介護納付金課税額 … 「17万円」⇒ 「改正なし」</li> </ul> <p>3 施行年月日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>4 専決処分日</p> <p>令和4年3月31日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：国保年金課 〕</p>	

承認第 4 号	<p>専決処分事項の承認を求めることについて          〈令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）〉</p>
<p>1 要 旨</p> <p>令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>令和 4 年 3 月 3 0 日をもって市議会議員 1 名の辞職があったことから、市議会議員補欠選挙の執行にあたって、早急な予算措置をするため令和 4 年度一般会計補正予算（第 1 号）により補正を行った。</p> <p>3 専決処分日</p> <p>令和 4 年 4 月 2 6 日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

## 令和4年度 一般会計補正予算第1号 R040426専決

No	事業	内 容	単位：千円
1	市議会議員補欠選挙に要する経費		10,793
		消耗品費（ポスター掲示板等）	1,566
		ポスター掲示場設置及び撤去委託（217箇所）	1,636
		市議会議員補欠選挙公営負担金 （選挙運動用自動車、ポスター、はがき公費負担）	6,587
	合 計		10,793

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）〉
<p>1 要 旨</p> <p>令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係るワクチン追加接種（4回目接種）の体制を確保し、自宅療養を余儀なくされている方に対して食料品等の配送支援を継続することに加え、コロナ禍における物価高騰に直面している低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することによって生活を支援するにあたり、早急な予算措置をするため令和4年度一般会計補正予算（第2号）により補正を行った。</p> <p>3 専決処分日</p> <p>令和4年5月23日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

## 令和4年度 一般会計補正予算第2号 R040523専決

No	事業	内 容	単 位 : 千円
1	児童扶養手当支給に要する経費		24,924
		子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯） 児童一人当たり5万円×473人	23,650
2	児童手当支給に要する経費		22,763
		子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分） 児童一人当たり5万円×430人	21,500
3	新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費		72,074
		ワクチン接種謝礼 集団接種謝礼（医師、看護師、薬剤師等）	1,860
		接種券等封入・封緘業務委託 接種券封入封緘委託	2,519
		相談体制等（コールセンター）設置委託 8月～12月	22,245
		接種者情報等入力業務委託 8月～12月	4,283
		ワクチン接種委託	31,924
		集団接種会場使用料	1,728
4	感染症対策に要する経費		7,500
		新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援委託 約5日分の食料等1,000人分×7,500円	7,500
	合 計		127,261

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第30号	かすみがうら市環境基本条例の制定について【新規】
--------	--------------------------

1 要 旨

本市における環境の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進し必要な事項を定める条例の制定について議決を求めるもの。

2 内 容

地球温暖化に係る問題をはじめとする多様な環境問題を国や県とともに総合的・体系的に対応していくため、市民や事業者、行政の責務を明確にし、良好な環境の保全と創造の取り組みについて規定するもの。

第1章	総則	第1条～第8条
第2章	施策の基本方針	第9条
	環境基本計画	第10条
	環境の保全及び創造のための施策の推進	第11条～第25条
	霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進	第26条
	地球環境保全のための施策の推進	第27条
第3章	環境審議会	第28条～第35条

3 施行年月日

令和4年7月1日

[ 市民部：環境保全課 ]



<p>議案第31号</p>	<p>かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】</p>
<p>1 要 旨</p> <p>公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙における公費負担の限度額が改定されたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額を改定するため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正</p> <p>ア 選挙運動用自動車借入れ契約に係る1日当たりの公費負担限度額（第4条第2号ア）</p> <p>「1万5,800円」を「1万6,100円」に引き上げる。</p> <p>※ 同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合は、いずれか1台の選挙運動用自動車に限る。</p> <p>イ 選挙運動用自動車燃料費1日当たりの公費負担限度額（第4条第2号イ）</p> <p>「7,560円」を「7,700円」に引き上げる。</p> <p>ウ 選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価に係る公費負担限度額（第8条）</p> <p>「1,030円」を「1,174円」に引き上げる。</p>	

(2) かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正

ア 選挙運動用ビラ作成1枚当たりの作成単価に係る公費負担限度額（第4条及び第5条）

「7円51銭」を「7円73銭」に引き上げる。

3 施行年月日

公布の日

※ この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用

[ 総務部：総務課 ]

議案第32号	令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
--------	---------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億8千508万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ198億8千945万9千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	3,287,537	14,152	3,301,689
県支出金	1,390,680	3,084	1,393,764
繰越金	232,118	154,944	387,062
市債	2,408,300	12,900	2,421,200
歳入合計	19,704,379	185,080	19,889,459

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	3,387,337	28,611	3,415,948
衛生費	2,001,316	3,289	2,004,605
商工費	397,532	12,000	409,532
土木費	1,709,636	139,000	1,848,636
教育費	2,053,282	2,180	2,055,462
歳出合計	19,704,379	185,080	19,889,459

## (3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
複合交流拠点施設等整備に要する経費	28,611	公共施設等マネジメント推進室
イ 衛生費の事業費		
ウエルネスプラザ管理運営に要する経費	3,289	健康づくり増進課
ウ 商工費の事業費		
雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費	12,000	観光課
エ 土木費の事業費		
都市計画調整に要する経費	139,000	都市整備課
オ 教育費の事業費		
中学校給食管理運営に要する経費	2,180	学校教育課

〔 市長公室：政策経営課 〕

## 令和4年度 一般会計補正予算第3号 R0400607第2回定例会

No	事業	内 容	単位：千円
1	複合交流拠点施設等整備に要する経費		28,611
		複合交流拠点施設計画地内の配水管撤去及び新設に係る補償費	28,611
2	ウエルネスプラザ管理運営に要する経費		3,289
		ウエルネスプラザ駐車場地下に貯留槽（雨水排水等貯留容量16トン）を新設	3,289
3	雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費		12,000
		三ツ石森林公園休憩所整備工事 東屋・野外卓セット1基、ベンチ12基の新設及び既存設備撤去	12,000
4	都市計画調整に要する経費		139,000
		平成31年（ワ）第146号損失補償等請求事件等にかかる解決金	139,000
5	中学校給食管理運営に要する経費		2,180
		会計年度任用職員報酬 食育指導等を行うため、学校栄養指導員1名を新たに雇用	1,633
	合 計		185,080

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第33号	令和4度かすみがうら市水道事業会計補正予算について (第1号)
<p>1 要 旨</p> <p>今回の補正は、予算書第4条に定めた資本的収入の予定額6億7千200万1千円に2千861万1千円を増額し、資本的収入の予定額総額を7億61万2千円とし、また資本的支出の予定額10億65万9千円に2千861万1千円を増額し、資本的支出の予定額総額を10億2千927万円とするもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 資本的収入</p> <p>ア 工事負担金</p> <p>複合交流拠点施設計画地内の配水管撤去及び新設工事等に 係る負担金の増額</p> <p>(2) 資本的支出</p> <p>ア 建設改良費</p> <p>複合交流拠点施設計画地内の配水管撤去及び新設工事等の 追加に伴う増額</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：上下水道課 〕</p>	

議案第34号	複合交流拠点施設等整備事業用地の取得について
<p>1 要 旨</p> <p>複合交流拠点施設等整備事業用地を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 取得する財産 複合交流拠点施設等整備事業用地</p> <p>(2) 所 在 かすみがうら市稲吉南二丁目</p> <p>(3) 地 番 2625番3</p> <p>(4) 地 積 28,366.12㎡</p> <p>(5) 地 目 宅地</p> <p>(6) 用途地域 第一種中高層住居専用地域及び 第一種住居地域</p> <p>(7) 取得価格 1,004,160,648円</p> <p>(8) 契約の相手方 東京都千代田区外神田一丁目5番1号 株式会社日立インダストリアルプロダクツ 取締役社長 小林 圭三</p> <p style="text-align: right;">〔 公共施設等マネジメント推進室 〕</p>	

## 1 要 旨

かすみがうら市（被告）と、株式会社常陽銀行（原告）との間で係争中の平成31年（ワ）第146号 損失補償等請求事件等の裁判上の和解を次のとおり水戸地方裁判所において成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 内 容

## (1) 事件の概要

向原土地区画整理組合（以下「組合」という。）による土地区画整理事業において、被告組合の株式会社常陽銀行、水郷つくば農業協同組合及び株式会社筑波銀行（以下「原告ら」という。）に対する貸金債務について、被告市が原告らに対し、損失補償を行っていたものであるところ、被告組合に借入金返済が滞り、原告らが、被告組合に対しては貸付金の返済を、連帯保証人においては連帯保証債務の履行を、被告市に対しては損失補償の履行をそれぞれ求める訴訟を提起したもの。

## (2) 当事者

原告	被告
株式会社常陽銀行	向原土地区画整理組合
水郷つくば農業協同組合	連帯保証人
株式会社筑波銀行	かすみがうら市



(3) 訴訟の経過等

令和元年5月15日に水郷つくば農業協同組合を原告とする貸金等返還請求事件の第1回口頭弁論期日があり、その後、各金融機関を原告とする同様の訴訟が併合審理とされ、合計19回の期日を経ている。

(4) 和解の勧告

令和3年12月2日の弁論準備期日において裁判所から和解勧告があり、その後書面により和解案が提示され、令和4年4月15日の弁論準備期日において、裁判所から示された和解条項について、本市を除く各当事者は承諾の意向を示している。

(5) 和解内容

和解条項の主な内容

ア 解決金について

【割付表】

単位：円

債権者		債務者		
金融機関名	貸付金元本	区分	支払額	支払総額
常陽銀行	21,499,021	市	21,499,021	138,999,021
J A水郷つくば	36,500,000		36,500,000	
			81,000,000	
筑波銀行	112,000,000	組合	22,000,000	22,000,000
		連帯保証人	9,000,000	9,000,000
合計	169,999,021	合計		169,999,021

【組合預金の使途】

単位：円

	預金	内訳	
組合	66,976,719	解決金	22,000,000
		事業終了経費	44,976,719

イ 組合は事業終了のための業務の着手及びその費用の支払いに当たって、事前に市に報告する等、土地区画整理法123条に基づき、市からの勧告及び助言に従い、事業終了の手続きを行うものとする。

ウ 組合は事業終了に要する経費で残余金が発生した場合は、事業終了後、速やかに市に支払うものとする。

[ 都市建設部：都市整備課 ]

